

○年少射撃資格の認定

(第 9 条の 13 第 1 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 3 年 3 月 26 日 令和 4 年 3 月 15 日

令和 6 年 7 月 14 日

審査基準

令和 6 年 7 月 14 日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第 9 条の 13 第 1 項
処分の概要	年少射撃資格の認定
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項第 2 号から第 18 号まで(許可の基準)、第 9 条の 13 第 1 項、第 9 条の 14 第 1 項(年少射撃資格の認定のための講習会) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 35 条 (年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条(届出及び申請の手続)、第 75 条(年少射撃資格認定申請書)、第 76 条(年少射撃資格認定申請書の添付書類等) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	30 日
申請先	住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

別紙

[別紙参照]